

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成29年11月14日（平成29年（独個）諮問第71号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（独個）答申第77号）

事件名：本人の民事法律扶助制度利用に係る受任弁護士からの報告書等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、日本司法支援センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年9月26日付け司支富山第14号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

全部開示を求める。理由は、辞任理由は一番重要な部分であり、その理由を当事者に知らせないのはおかしい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

以下の理由により、原処分を維持することが相当と考える。

本件の審査請求に係る法人文書の中で不開示とした部分は、次のとおりである。

別紙の1に掲げる文書のうち

- ① 9頁目「合意書」の上から1行目14文字目から23文字目
- ② 18頁目「辞任届」の上から10行目9文字目から11行目2文字目

#### 1 上記①の部分（以下「不開示部分1」という。）について

不開示部分1について、当該箇所は、地方公共団体のFAX番号が記載されており、同番号は公表されていないとのことである。

このような情報を開示した場合、当該地方公共団体に何らかの意見又は

要望を持つ者等が，FAXにより予期せぬ大量の文書を送付するといった事態が懸念され，その対応に人員や時間を要する結果，当該地方公共団体事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法14条5号柱書きに該当するものとして，不開示が相当であると考える。

## 2 上記②の部分（以下「不開示部分2」という。）について

不開示部分2について，当該箇所は受任者の所見又は意見に当たる情報が記載されている部分である。

このような情報を開示した場合，受任者が利用者等から直接詰問される可能性を懸念し，終結報告書等に率直な所見又は意見を記載せず，民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり，事案に応じた適正な審査を行うことが困難になるものと考えられる。

さらには，受任者が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ，ひいては当センターの民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法14条4号及び5号柱書きに該当するものとして，不開示が相当であると考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月6日 審議
- ④ 平成30年1月17日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年2月5日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月27日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は，別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報であり，処分庁は，その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 不開示部分1について

ア 当該部分について諮問庁は，地方公共団体の公表されていないFAX番号であって，これを開示すると，当該地方公共団体に何らかの意見又は要望を持つ者等が，FAXにより予期せぬ大量の文書を送付するといった事態が懸念され，その対応に人員や時間を要する結果，当該地方公共団体の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるた

め、法14条5号柱書きに該当する旨説明する。

イ 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 当該部分について諮問庁は、受任者の所見又は意見に当たる情報が記載されている部分であって、これを開示した場合、受任者が利用者等から直接詰問される可能性を懸念し、終結報告書等に率直な所見又は意見を記載せず、民事法律扶助審査に十分な資料が提出されないようになり、事案に応じた適正な審査を行うことが困難になることに加え、受任者が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条4号及び5号柱書きに該当する旨説明する。

イ 本件対象保有個人情報を見分すると、当該部分は、受任者である特定弁護士と利用者である審査請求人との間では互いに承知していると考えられる辞任理由が、簡潔かつ一般的な文言を用いて記載されているのみであって、当該弁護士の率直な所見又は意見やその推知を可能とするような情報の記載は認められず、これを開示することにより、事案に応じた適正な審査を行うことが困難になり、受任者が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの上記諮問庁の説明は認め難い。

したがって、当該部分は、法14条4号及び5号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条4号及び5号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

- 1 本件対象保有個人情報記録された文書  
特定援助番号事件（受任者：特定弁護士）に係る援助申込書（特定日 A 付け）、法律相談票（特定日 B 付け）及び着手から終結までの受任者からの報告書
  
- 2 開示すべき部分  
18 頁目「辞任届」の上から 10 行目 9 文字目から 11 行目 2 文字目（不開示部分 2）